

女川町立保育所入所申請 ガイドブック



令和6年10月

女川町 健康福祉課 子育て支援係

～保護者の皆様へ～

このガイドブックは平成27年度から施行された「子ども・子育て支援法」による、新制度の説明と、入所申請書の書き方について説明しております。

各項目についてご確認ください。また、申込くださるようお願いいたします。

また、このガイドブックの内容に関することや、保育所入所についての問合せは下記連絡先にて受付しておりますので、お気軽にご連絡下さい。

女川町役場庁舎 1階 健康福祉課 子育て支援係

電話 0225-54-3131 (内線 145)

【ガイドブック 目次】

- 1 利用できる保育所について
- 2 申請から入所までの流れ
- 3 子ども・子育て支援新制度について
- 4 入所できる条件と保育認定区分
- 5 標準時間と短時間
- 6 保育料等について
- 7 提出する申請書類とその書き方



1 利用できる保育所について

○利用できる施設

施設名	住所	電話番号	受入年齢 (※1)	特色
女川町立 しおかぜ保育所	女川町女川浜字大原 602 番地 3	0225-53-3796	生後6か月 から	アレルギー給食対応 土曜保育
女川町立 第四保育所	女川町浦宿浜字小屋 ノロ 28 番地	0225-53-2394	1 歳児から	土曜保育 (※2)

広域入所（町外保育所の利用）を希望する方は健康福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

(※1) 受入年齢について、●歳児クラス=各年度4月2日時点の年齢を指します。

例) 令和3年5月10日生まれ=R7.4.2 時点で3歳=3歳児クラス

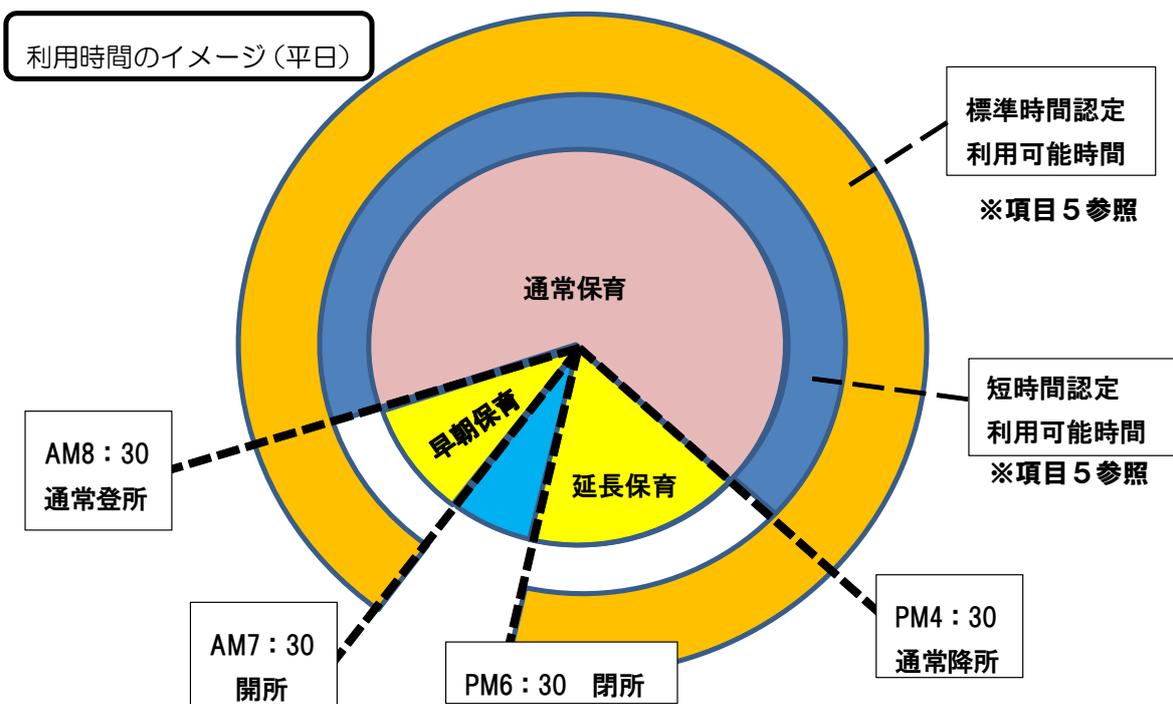
(※2) 土曜保育について、しおかぜ保育所での合同保育で保育を行っております。詳細は利用時に各保育所所長までお問い合わせください。

○利用できるサービス（各施設共通）

通常保育	午前8時30分から午後4時30分まで
早朝保育	午前7時30分から午前8時30分まで
延長保育	午後4時30分から午後6時30分まで
土曜保育	午前7時30分から午後5時00分まで（標準時間認定の最長）

※いずれの保護者も就労の場合のみ利用可

短時間認定の場合は通常保育と同様の時間となります。



2 申請から入所までの流れ

1. 申請書の受け取り

配布期間：令和6年9月30日（月）から10月11日（金）まで

配布場所：役場健康福祉課（⑤窓口）または各保育所



2. 申請書の提出

書類を全て揃えたうえで、第一希望の保育所まで提出願います。

新規入所の場合、所長と面談を実施しますのでお子さんと一緒にお越しください。

※継続入所の方のみ「ぴったりサービス」でオンライン申請ができます。

オンライン申請の方は後日、子育て支援係・保育所に必要書類を提出してください。

3. 受付日

オンライン申請：令和6年9月30日（月）から10月18日（金）まで

しおかぜ保育所：令和6年10月21日（月） 午前9時から午後6時

第四保育所：令和6年10月24日（木） 午前9時から午後6時

広域入所：令和6年10月25日（金） 午前9時から午後5時

※上記日程での申請が難しい場合には役場健康福祉課までお問い合わせください。

一括調整にかける最終締切日：令和6年10月31日（木）

4. 審査・入所結果通知

上記期日までに申請があった分については、一括で入所要件の確認・審査を行い、令和6年12月下旬までに調整結果を通知します。 → 【入所が認められない場合】

↓
【認定・入所決定通知が来た場合】

5. 入所説明会（令和7年2月頃実施予定）



6. 入所（令和7年4月）

※途中入所申込で「待機児童」になっている方も、新年度申込で別途申請が必要です。

↓
入所が認められなかった場合、次のいずれかに該当いたします。

- ①待機児童→認定番号のみ通知いたします。
定員に空きが出来次第入所のご連絡いたします。
- ②入所不可→保育できる要件に該当しないため、認定番号が発行されません。

3 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援法の施行により、平成27年4月から保育所の運営については「子ども・子育て支援新制度」に基づき実施しております。

- 保育の必要性（保護者の就労状態等により決定）と利用児童の年齢により「保育認定区分」が設定されます。（項目4に詳細記載）
- 入所・待機児童にかかわらず、「保育認定区分」が設定された児童に「認定番号」が交付されます。（項目4に詳細記載）
- 保育の必要性により、「標準時間」と「短時間」の2つの利用区分のいずれかが設定されます。（項目5に詳細記載）
- 保育料の算定については、世帯における住民税納付額の額を参考に求められます。（項目6に詳細記載）

4 入所できる条件と保育認定区分

子ども・子育て支援法に基づき、児童の保護者が次のいずれかに該当することが

保護者の状況	説明
就労状況	1か月当たりの就労時間が48時間以上であること
母親の出産等	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと※1, 2
病気やけが等	疾病にかかり、もしくは負傷し、または心身に障がいがあること
病人の看護等	同居または長期入院等をしている親族を常時介護または看護していること
家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
求職活動	求職活動（起業の準備も含む）を継続的に行っていること※3
就学	学校、専修学校、各種学校に在学していること※4
職業訓練	職業訓練校等で、職業訓練を受けていること
育児休業	育児休業取得時において、すでに保育を利用している子どもがおり、継続して保育を利用する必要性が認められる場合
虐待	虐待を行っている、または再び行われる可能性が認められること
家庭内暴力	配偶者からの暴力により、保育を行うことが困難であると認められること
その他	その他町長が必要と認める状態にあること

入所可能な条件となります。

- ※1 妊娠中については家庭の状況を確認させていただき保育の必要があるかの判断をさせていただきます。
- ※2 産後は出産した日の8週間後の月末まで保育要件として認められます。ただし、保護者の状況によっては、出産した月から最大6ヶ月の間、保育要件として認められる場合があります。
- ※3 求職活動の期間は90日とし、この日数を超える場合は求職活動していることを証明する書類等を提出する必要があります。
- ※4 学校とは、高等学校、大学、高等専門学校などを指します。

上記の条件（保育の必要性）を満たし、審査の結果、保育の必要があると認められた場合に「保育認定区分」と「認定番号」が通知されます。

入所可否の一例

【入所可能な場合】

- 父→フルタイム就労、母→週3日4時間以上のパート（月48時間以上労働に該当）
- 父→長期入院、母→父の介護
- 父→離別、母→フルタイム就労
- 父→フルタイム就労、母→求職中
- 父→フルタイム就労、母→妊娠中
- 父→無職、母→週2日3時間以上のパート、父が家族に対し暴力・虐待をする家庭

【入所不可の場合】

- 父→無職、母→無職（父母が条件該当しない）
- 父→フルタイム就労、母→無職（母が条件該当しない）
- 父→フルタイム就労、母→週2日3時間のパート（月の労働時間が48時間以下）

○保育認定区分とは

新制度では、保育所を利用する際に、「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分がありますが、町立保育所を申請する場合は、2号認定及び3号認定に該当することが必要となります。

保育認定区分の違いとその対象

2号認定・・・満3歳以上で、保護者のいずれもが保育の必要性があると認められる
＝年少～年長保育の対象児童に与えられます。

3号認定・・・満3歳未満で、保護者のいずれもが保育の必要性があると認められる
＝未満児保育の対象児童に与えられます。

※1号認定は満3歳以上で保護者のいずれかが保育の必要性があると認められる児童に与えられる区分であり、幼稚園や認定こども園の入所に必要となる区分になります。

○認定番号とは

支給認定を満たした児童それぞれに町から番号を交付します。これが「認定番号」です。認定番号は各認定において最長3年間保育所入所要件として有効（※）であり、番号を取得していること＝支給認定を受けていることとなります。

（※一年に一度入所申請書兼現況届を提出いただいた場合に限り）

○「支給認定を満たしている＝入所が確定する」では、ありません

支給認定を満たし、認定番号を取得できた場合であっても、定員を超える募集があった場合は、保育の必要性について、個別に審査させていただき、保育の必要度合いの高い世帯から優先的に入所可能となります。

また、審査の際、優先的とされる要件として以下のものがあります。

- ・生活保護受給家庭
- ・ひとり親家庭であり、頼れる親族がない
- ・入所する児童が世帯における第3子である
- ・兄弟で入所する場合、兄弟のいずれかが入所決定している

5 標準時間と短時間

保護者の就労時間等により保育所を利用できる時間が変わります。これを区分するのが、「保育必要量区分」であり、「標準時間」と「短時間」の2つがあります。

それぞれの区分で保育所を利用できる条件や保育料が異なります。

保育必要量区分の違い

標準時間→（必要がある場合に限り）最長一日11時間保育所の利用が可能。
つまり・・・通常保育のほかに早朝保育、延長保育の利用が可能。

短時間→（必要がある場合に限り）最長一日8時間保育所の利用が可能。
つまり・・・通常保育のみの使用が可能。

※いずれも土曜保育は利用可能。

※就労形態により、短時間に該当する場合でも早朝保育、延長保育が必要な場合は個別に調整のうえ利用することは可能です。

保育必要量区分については、保護者の就労状況等を確認のうえ、審査いたします。
就労状況については、申請書に添付いただく「お子さんの送迎に関する調書」並びに「就労証明書」を元に確認いたします。

○標準時間に区分される場合

→いずれの保護者も月120時間以上就労等に時間を費やす世帯

○短時間に区分される場合

→いずれかの保護者が就労等に時間を費やす時間が48時間以上120時間未満の世帯

【区分の例】

父→フルタイム就労、母→フルタイム就労・・・・・・・・・・標準時間

父→フルタイム就労、母→週3日4時間以上のパート・・・・・・・・短時間

父→長期入院、母→父の介護・・・・・・・・・・状況の確認により設定

父→離別、母→フルタイム就労・・・・・・・・・・標準時間

父→フルタイム就労、母→求職中・・・・・・・・・・短時間

父→フルタイム就労、母→産前産後・・・・・・・・・・状況の確認により設定

父→フルタイム就労、母→無職、父からの暴力・虐待あり・・・状況の確認により設定

※短時間に該当する者は希望があっても理由なしに標準時間とすることは認められません。

6 保育料及び副食費について

○保育料・副食費について

保育料及び副食費の算定については、世帯における児童の生計を維持する者（※）における「町民税納付額の合計」から算定されます。（下表参照）

幼児教育保育の無償化に伴い、0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯に該当する場合及び3歳以上の子どもたちは、保育料が無償となります。

なお、算定は前期（4～8月）後期（9月～3月）の2期に分け、前期は前年度の町民税納付額の合計、後期は当該年度の町民税納付額の合計を算定根拠としております。

※生計維持者は基本的に児童の父母になりますが、父母共に非課税である場合や父母を越える収入がある同居人がいる場合は保育料算定の対象となります。

○副食費とは

保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）を指しており、自宅で子育てを行っている保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。

なお、0歳から2歳児については、保育料に含まれているため、徴収はありません。

【階層区分と月額利用者負担額】

階層区分		3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）	
		利用者負担額		利用者負担額	副食費
		保育標準時間	保育短時間		
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0 ※幼児教育・保育の無償化により3歳以上児の利用料は無償となります。	同一世帯に属する者の市町村民税所得割合算額が [※] 57,700円以上（ひとり親世帯等（※）に該当する場合は77,101円以上）の場合：一律4,500円
第2	市町村民税非課税世帯（第1階層を除く）	0	0		
第3	市町村民税のうち均等割の額のみ課税世帯	6,500	4,700		
第4	20,000円未満	9,500	6,900		
第5	20,000円以上40,000円未満	12,000	8,700		
第6	40,000円以上72,000円未満	18,000	13,000		
第7A	72,000円以上77,101円未満	24,000	17,400		
第7B	77,101円以上97,000円未満	24,000	17,400		
第8	97,000円以上133,000円未満	30,500	22,100		
第9	133,000円以上169,000円未満	37,500	27,200		
第10	169,000円以上	37,500	27,200		

※ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯または、在宅障害児（者）のいる世帯を指します。

○減免について

次に該当する場合、保育料及び副食費が減免されます。

【保育料が半額になる】→世帯の第2子、ひとり親世帯等の第1子

【保育料が全額免除になる】→世帯の第3子以降、ひとり親世帯等の第2子以降

【副食費が全額免除になる】→世帯の第3子以降

○支払いについて

各世帯あて利用料決定通知書と共に納付書が送付されますので、納入をお願い致します。

※役場、県内指定銀行、コンビニでの納付が可能です。なお、口座引落には対応できません。

7 提出する申請書類とその書き方

○申請者の方全員に共通して提出していただくもの

- ①様式「施設型給付費等 支給認定申請書・入所申込書・現況届」
- ②様式「家族調書」
- ③様式「お子さんの状況について」
- ④様式「お子さんの送迎に関する調書」
- ⑤様式「多子世帯調書」

○保育料等の第3子免除を受ける世帯で提出いただくもの

- ⑥様式「第3子以降保育料減免申立書」
(※初めて申請する場合は戸籍謄本を添付すること)

○就労中、または就労予定の保護者の方に提出していただくもの

- ⑦様式「就労証明書」(※勤務先からの証明が必要な様式となります)

○求職活動をしている保護者の方に提出していただくもの

- ⑧様式「求職活動申告書」

○特別児童扶養手当を受給している児童について入所申請する世帯

特別児童扶養手当証書の写し

○障害者手帳等の交付を受けている児童について入所申請する世帯

障害者手帳等の写し

○食物アレルギーの児童について入所申請する世帯

医師の診断書・調査票(新規入所児童及び新たにアレルギーが発症した児童に限り)
※調査票については入所決定後に提出して頂きます。

◎入所を希望するお子さんが2人以上いる場合、入所申請書類は1人につき1部作成してください。(※就労証明書・求職活動申告書は世帯につき1部で可)

なお、記入の方法については、次頁からの記載例を参照下さい。